

平成27年3月10日

平成27年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市政策財政部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

平成27年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 積算内訳書の提出が必須となります

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、全ての工事に入札金額の積算内訳書の提出が義務付けられます。所定の書式を作成しますので入札書に同封して提出してください。

また、測量・建設コンサルタント等業務委託についても積算内訳書の提出が必須となります。

2 最低制限価格の算定率を引き上げます

平成27年4月から、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の算定率を引き上げます。土木関連工事、建築・設備関連工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の算定率は下記のとおりです。詳しい算定方法及び、その他土木機械設備工事、土木電気通信設備工事、下水道機械設備工事、下水道電気設備工事の各算定率は、市ホームページの「高槻市建設工事等における最低制限価格設定要領」に記載します。

| 土木関連工事 建築・設備関連工事 | | の算定率 |
|---------------------|------------|-------|
| 直接工事費の | 95% | } 合計額 |
| 共通仮設費の | 90% | |
| 現場管理費の | 80% | |
| 一般管理費の | 30% | |

(税抜き)

| 測量・建設コンサルタント等 業務委託の算定率 | |
|---------------------------|------------|
| 予定価格の | 70% |

(税抜き)

3 低入札価格調査制度を改正します

平成27年4月から、下記のとおり改正を行います。

- ①失格基準価格の失格基準を直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のそれぞれに設定したものを、これらの経費項目の合計額とし、その額を下回った場合に失格となります。ただし、算定率の改正はありません。

| 失格基準価格の算定率 | |
|------------|-----|
| 直接工事費の | 82% |
| 共通仮設費の | 75% |
| 現場管理費の | 65% |
| 一般管理費の | 27% |

合計額

(税抜き)

- ②最低制限価格の算定率の引き上げに伴い、低入札価格調査基準価格の算定率を引き上げます。

下記の経費項目の合計額が低入札価格調査基準価格を下回り、失格基準価格以上の入札があった場合に、低入札価格調査の対象となります。

ただし、設定する経費項目の合計額が、予定価格の85%を超える場合、または70%に満たない場合は、それぞれ、予定価格の85%、または70%が低入札価格調査基準価格となります。

| 低入札価格調査基準価格の算定率 | |
|-----------------|------------|
| 直接工事費の | <u>95%</u> |
| 共通仮設費の | <u>90%</u> |
| 現場管理費の | <u>80%</u> |
| 一般管理費の | <u>30%</u> |

合計額

(税抜き)

4 配置技術者の取扱基準日を変更します

制限付一般競争入札において、公告日現在で空きのある技術者を配置することを参加条件としていましたが、平成27年4月から、「契約締結日から配置できること」に変更します。

5 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限について、基準日を変更します

(1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。

手持ち工事とは、高槻市が発注した工事(水道部を含む)で、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札において、落札した案件(契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む)で、かつ、完成検査の完了していないものとします。

※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日について、公告日現在としていたものを、「開札日現在」とします。

(2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者の専任配置ができる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

【同一公告日に申込みできる件数】

| 手持ち工事数 | 市内業者 | 準市内業者 |
|--------|-----------------------|-----------------|
| なし | 第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件 | 第1希望・第2希望いずれか1件 |
| 1件 | 第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件 | 申込みできません |
| 2件 | 第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件 | |
| 3件 | 申込みできません | |

※共同企業体結成を条件にした契約案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

(4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。

(5) 平成27年度からの新規業者は、平成27年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。(ただし、過去3年以内に入札参加資格者名簿に登録されていた新規業者については、4月より入札への参加を認めます。)

6 工事見通しの公表時期等を変更します

毎月初めに、主に直近に発注する工事を公表しておりましたが、平成27年4月から、主に半年以内に発注する工事を公表します。公表の時期は4月と10月の年2回とし、変更や追加が生じれば、随時、毎月初めに公表します。また、公表する項目は、工事名、工事種別、工事場所、工事内容、工事時期、入札方法、工事担当課とし、これらの概要とします。

その他のお知らせ

7 制限付一般競争入札の設計図書を電子媒体化します

平成27年7月から、制限付一般競争入札の参加時に購入が必要となる設計図書をCDにて販売します。ただし、指名競争入札の設計図書は、現行どおり紙媒体となります。

8 指名競争入札の通知をメールにてお知らせします

平成27年4月から、指名競争入札の指名等の通知をメールにて行います。これにより、メールアドレスを設定されていない方を除き、電話によるお知らせはいたしません。入札参加資格申請時に記載しているメールアドレスに送信します。また、未登録の方は、平成27年3月中に本市から、登録についてご案内をいたします。（設計図書は現行どおり郵送します。）

メールの送信元は、「政策財政部契約検査課 代表」、「keiyaku@city.takatsuki.osaka.jp」です。

9 制限付一般競争入札の発注予定

| 公 告 日 | | |
|-------|--------|--------|
| 4月 | 3日(金) | 17日(金) |
| 5月 | 1日(金) | 15日(金) |
| | 29日(金) | — |
| 6月 | 12日(金) | 26日(金) |
| 7月 | 10日(金) | 31日(金) |

| 公 告 日 | | |
|-------|--------|--------|
| 8月 | 21日(金) | — |
| 9月 | 11日(金) | — |
| 10月 | 2日(金) | 16日(金) |
| 11月 | 6日(金) | 20日(金) |
| 1月 | 8日(金) | — |

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務課行政資料コーナー(1階14番)でもお知らせします。